

生活困窮者エアコン購入費等 助成事業のしおり

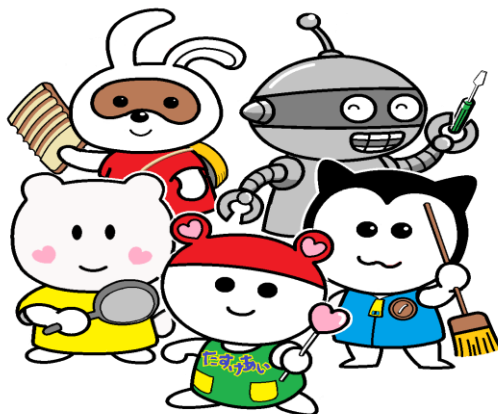
居住する住宅に使用できるエアコンがない生活困窮者に対し、熱中症による健康被害を予防するため、エアコンの購入及び設置並びに修理に係る費用の全部又は一部を助成します。

※助成決定前に購入・設置並びに修理したエアコンは助成の対象になりません。

<申請期間>

令和7年4月15日（火）から令和7年5月31（土）

（※郵送の場合 5月31日消印有効）



お問合せ先

〒302-0021 茨城県取手市寺田5144-3
取手市社会福祉協議会 暮らしサポートセンター

TEL : 0297-72-0603/FAX:0297-73-7179
URL : shakyo-t@toride-shakyo.or.jp

生活困窮者エアコン購入費等助成事業とは

居住する住宅に経済的な理由で使用できるエアコンがない生活困窮者に対し、エアコンの設置を促進することで、生活困窮者の熱中症による健康被害を予防するため、エアコンの購入及び設置に係る費用の全部または一部助成をします。

（一世帯につき1台限りです。）

助成金上限：50,000円

・購入費及び設置にかかった費用（消費税及び地方消費税を含む。）と上限額のいずれか少ない金額を助成します。

例1）費用が40,000円の場合 ➡ 40,000円を助成

例2）費用が60,000円の場合 ➡ 50,000円を助成

助成対象者の要件

住民票が取手市にある市内在住の方で、以下の①のいずれかに当てはまり、②～⑤のすべてに該当すると助成を受けられます。

- ①
 - ・65歳以上の人で構成し、75歳以上の人がいる。
 - ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人がある。
 - ・療育手帳④又はA判定の交付を受けている人がある。
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人がある。
 - ・未就学児がいる。
- ② 居住している住宅において、エアコンが未設置又は故障で使用できるエアコンがない世帯であること。
- ③ 世帯全員の令和7年度住民税（均等割）が非課税世帯であること。
（4・5月に申請する場合は、令和6年度住民税（均等割）が非課税世帯であること。）
- ④ 世帯全員が、暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑤ この助成を受けたことがないこと。

助成の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は助成決定を取り消します。取り消したときに助成金が支払われている場合は、返還する必要があります。

- ① 虚偽の申請、その他不正な行為により助成決定を受けたとき。
- ② 助成決定を受けた者が、エアコンの購入及び設置を行わないとき。
- ③ その他要綱の規定に違反したとき。

助成を受けるまでの流れ

申請から助成を受けるまでの流れは以下のとおりです。

申請、申請期間

申請者及び必要書類を添付のうえ、社会福祉協議会へ直接持参、もしくは郵送（5月31日消印有効）で提出してください。

申請期間は令和7年4月15日から令和7年5月31日

【窓口】

取手市社会福祉協議会　くらしサポートセンター係

【郵送】

〒302-0021 茨城県取手市寺田5144-3
取手市社会福祉協議会　くらしサポートセンター係

訪問

申請書受領後、職員がご自宅に訪問し、使用できるエアコンがないことを確認することもあります。その際は、訪問前に、申請書などに記載いただいている電話番号に連絡し、訪問日を調整します。

助成決定

申請書の確認や訪問の結果、助成となった場合、助成決定通知書を送付します。

応募者が12名程度を超える場合は、抽選により決定します。

申込期間終了後については、予算に余剰がある場合のみ社会福祉協議会へ直接持参して先着順にて令和7年10月31日まで募集します。

エアコンの購入及び設置

助成決定を受けたのち、エアコンの購入及び設置を行ってください。設置完了後、速やかに完了届及び請求書など必要書類を提出してください。

申請者は助成上限額の 50,000 円を超えた差額のみ業者に支払い、業者が申請者に代わり、助成金の受取ができます。

※賃貸物件の場合、貸主に設置の届出が必要な場合もあるため、購入前に貸主へ確認ください。

設置確認

完了届受領後、職員がご自宅に訪問し、エアコンの設置状況を確認します。訪問前に、申請書などに記載いただいている電話番号に連絡をし、訪問日を調整します。

助成金の振込

設置確認後、請求書に記載の指定口座に振込ます。

口座への振込には、設置確認した日から 2~3 週間程度かかります。

必要書類一覧

申請時必要書類

- 申請書（様式第 1 号）
申請者へ不備があった場合の連絡や日程を調整しますので、日中につながる連絡先を記載してください。
- 本人確認書類（顔写真があるものは 1 点、それ以外は 2 点です。）
例）
 - ・運転免許証
 - ・住民基本台帳カード
 - ・健康保険証
 - ・各種福祉手帳
 - ・住民票謄本
 - ・マイナンバーカード
 - ・旅券（パスポート）
 - ・在留カード（外国の方は必須）
 - ・生活保護受給証明書（※1 点で可能です）
- 見積書の写し（申請者名で作成したもの）
エアコンの購入及び設置に要する費用を明らかにした見積書の写しを提出してください。見積書は申請者名で作成したものがが必要です。
- 誓約書兼同意書

住民票謄本（同一の生計を営む世帯全員。発行後3ヶ月以内。）

手帳の写し

以下に該当する場合、写しを提出してください。

- ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級
- ・療育手帳^④又は A 判定
- ・精神障害者保健福祉 手帳 1 級

世帯全員分がわかる所得・非課税証明書

令和 7 年 1 月 1 日時点で取手市に住所のない方などは、住民票のあった自治体で発行した所得・課税証明書を提出してください。取手市で発行が可能な方は提出不要です。

申告などをしていないため証明書の発行できない方は申告後、申請してください。

■ 設置完了後必要書類

※代理受領の場合、協力店に書類の提出を求めます。

完了届（様式第 3 号）

領収書の写し（申請者名で作成したもの）

対象経費の内訳明細がわかる領収書の写しを提出してください。領収書は申請者名で作成したものがが必要です。

エアコンの設置場所の設置前後の写真

撮影日時がわかる写真を添付してください。

請求書（様式第 4 号）

助成金の受取口座には、助成金の交付決定者名義の口座を記入ください。

振込口座がわかるもの

例)・通帳コピー ・キャッシュカードのコピー